

## 第5章 新町建設の根幹となる主要施策

新しいまちの施策の体系を次のように考えます。

### 【将来像】

潤い、文楽、そよ風でつづる新しいまち  
みんなで興そう！  
新しい風

### 【基本理念】

自ら考え行動する自立の風  
○住民自治・住民参画  
社会のまちづくり

むらの自慢を運ぶ風  
○自然と産業が一体となつたまちづくり

自然と環境にやさしい風  
○自然と共生する美しいまちづくり

生涯現役百彩（百歳）の風  
○人にやさしい生きがいのあるまちづくり

過去と未来をつなぐ風  
○人と文化と伝統をはぐくむまちづくり

### 【主要施策】

- コミュニティ活動の支援や地域の個性を活かした地域づくりの推進
- 地域住民の声を反映できる体制づくり
- 男女共同参画社会づくりの推進
- 行政機能の充実と行政改革の推進

- 農林業の基礎的条件整備の推進
- 気候風土を活かした環境保全型農業と安心・安全の商品づくりの推進
- 付加価値のある地場産業の振興
- 商店街の振興と経営力の向上
- 広域的な交流の促進
- 観光資源を活かしたまちづくりの推進

- 環境保全と循環型社会の推進
- 浄化槽の整備・推進
- 自然エネルギーの活用と推進
- 交通ネットワークの整備など安全で快適な生活環境の整備
- 情報通信体系の整備

- 健康増進のための施策の推進
- 医療体制の充実
- ユニバーサルデザインの推進
- ボランティア活動の推進
- 交通弱者に配慮した公共交通機関の運用
- みんなにやさしいまちづくりの推進
- 人権教育と人権啓発の推進

- 文化の香り高いまちづくりの推進
- 生涯学習の視点に立った社会教育の振興
- 地域と密着した学校教育の推進と施設の充実
- 人材育成と地域教育力向上のための施策の推進

過疎からの脱却・地域の再生

## 5-1 自ら考え行動する自立の風 (住民自治・住民参画社会のまちづくり)

各町村が培ってきた地域自治を受け継ぎ、住民自らまちづくりに参加し、主体性を持って取り組むまちづくりを推進します。

### [基本方向]

これまで、行政が主体となり国による関与のもと全国各地で画一的なまちづくりが進められてきました。しかし、地方分権化社会への転換が進む中、町村は地域の特性を活かした個性的なまちづくりを推進するとともに、自ら考え責任をもって行動することを基本とする行政運営が求められています。

環境との共生や少子高齢化が進むこれからの中において、住民主体のコミュニティ活動は、環境・福祉・防犯・防災などの多くの分野で公益活動の一翼を担う存在としますます重要になります。

このため新町においては、それぞれの地域の個性を活かしながら、地域間の相互交流と相互理解を深め、地域の主役である住民がまちづくりに主体的に参加していくための自主的な活動母体としての組織づくりと活動への支援を行っていきます。

また、住民に対して解りやすく的確に行政情報等を提供し、多様な方法でまちづくりに関する意見・意向を把握していく地域自治・住民自治の仕組みづくりを構築し、それを実現していく行政の組織・体制づくりを行います。

そして、行政と住民との相互理解のもとで、計画段階から住民と行政とが一体となって、行政運営を行える協働（パートナーシップ）社会の実現化を図っていき、生活者の視点にたったまちづくりを推進していきます。

### 1 コミュニティ活動の支援や地域の個性を活かした地域づくりの推進

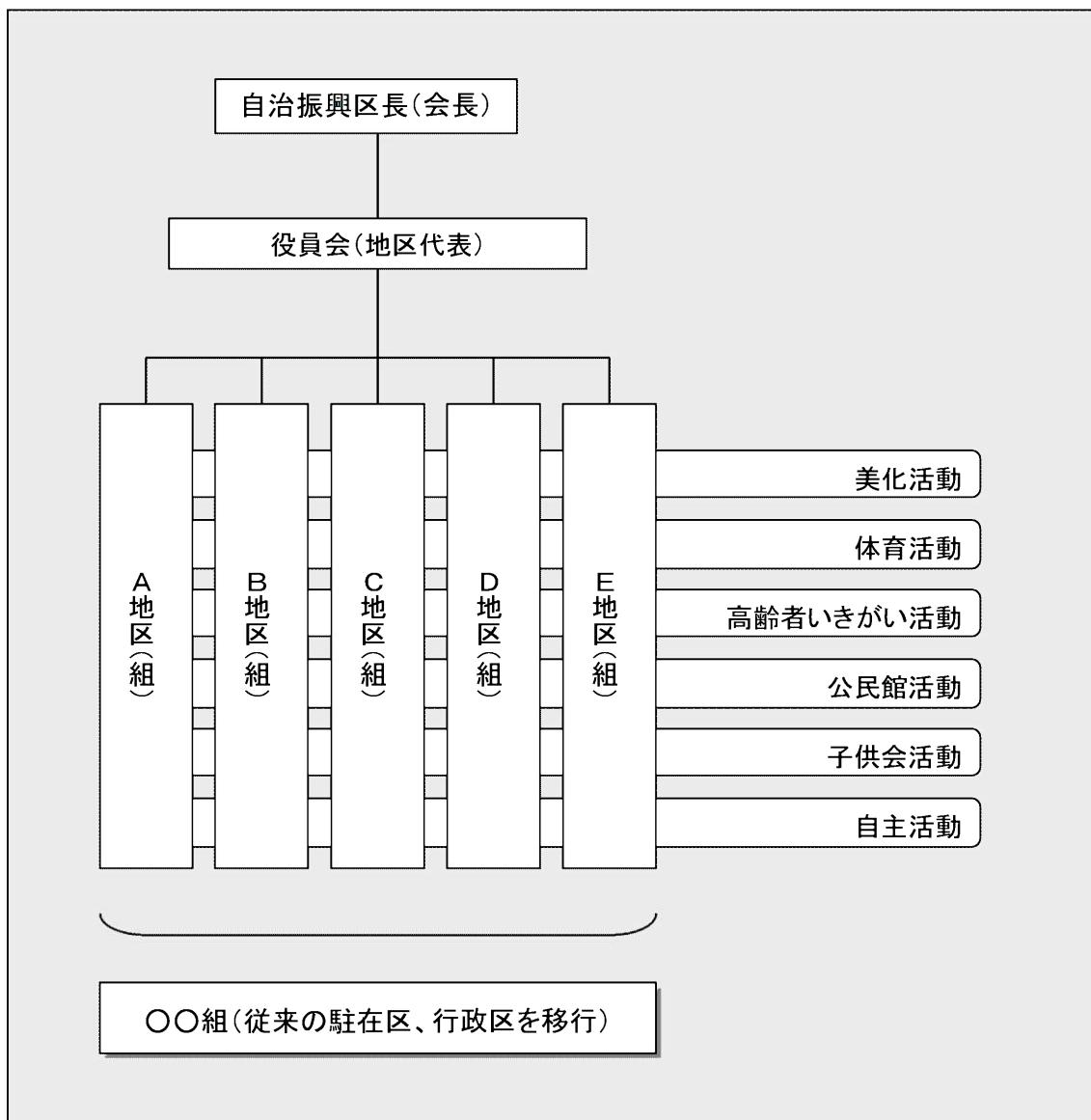
#### （1）自治振興システムの整備

各町村で行われてきた駐在区制度・区長制度を発展させ、自治振興区（仮称）制度を設け、地域の中で住民自ら考え行動する、住民自治の基盤とします。

自治振興区（仮称）の役割としては、従来の行政事務連絡のほか、地域の意見等を行政施策へ反映する「地域審議会」等との連携を密にします。個人や家庭、地域などの小さな単位でできることはその範囲に任せ、それ以外の広範囲にわたるものについては、行政が行うなど、補完性の原則に基づいた自律した地域づくり活動の推進を図ります。

また、自治振興区内の各地域・団体等の諸事業の企画調整等を行います。

## ○自治振興区組織のイメージ図



### (2) 自主的活動の支援

住民組織、団体などによる自主的、主体的なまちづくり活動が活発に行われるよう、活動の中心となる人材の育成や各種地域づくりに関わる支援、情報の提供を行うなど、自主的活動を支援します。

また、町職員の地域づくり事業への参加を促進し、まちづくり団体と行政のスクラムの強化を図ります。

### (3) 多様な人々による交流の場の提供

多様な人々によるまちづくりが数多く展開されるように、各種イベントの開催による交流機会の充実など、活動の分野や立場の違いを超えた交流の場の提供を図ります。

また、各地区での活動拠点となる公民館や既存の公共施設等の利活用により、拠点の充実・整備を推進します。

## 2 地域住民の声を反映できる体制づくり

### (1) 地域審議会<sup>(注1)</sup>の設置

合併特例法に定められている地域審議会を各地域（合併前の各町村）に設置し、自治振興区制度との連携を図り、地域住民の声を行政施策に反映させる機会を確保します。

### (2) 住民参加を支援する行政組織体制の確立

様々な分野での住民参加を支援するため、町職員の資質の向上を図るとともに、縦割りの行政を解消した組織内の横断化を図るなど、行政組織体制の充実を図ります。

### (3) 開かれた行政づくり

住民参画のまちづくりを目指すため、地域住民が求める行政サービスや施策についての情報公開に努めるとともに、パブリックコメント<sup>(注2)</sup>制度等の手法による住民参加の推進を図り、地域住民との対話を重視した各種施策の実施により、開かれた行政づくりを推進します。

## 3 男女共同参画社会づくりの推進

急速に変化する社会情勢の中で、女性と男性が互いにその人権を尊重しつつ、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成が重要な課題となっています。平成11年に「男女共同参画基本法」が制定されましたが、依然として、女性が政策・方針決定過程（各種機関や企業、団体等において重要な方針を決定する過程）へ十分に参画できていないことや女性に対する暴力の問題など、克服しなければならない課題は多く残っています。

その広範多岐にわたる課題解決のために、府内の体制整備や男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する男女共同参画計画を策定します。

さらに、女性グループのリーダー育成や各種委員会等への女性の積極的登用、地域フォーラムやセミナー開催を推進し、男女がお互いに人権を尊重しつつ、ともに協力し合い、責任を担っていく社会「男女共同参画社会」の実現に向けた施策を推進します。

## 4 行政機能の充実と行政改革の推進

住民にとって利用しやすく、新町行政の拠点としてふさわしい機能をもった本庁舎を整備し、本庁・各総合支所とともに住民サービスの低下を招かないよう十分配慮します。

また、限られた財源を有効活用し、投資効果を最大限引き出すよう、真に必要な施策の選択と効果を予測し、戦略的かつ重点的な投資を計画的に執行します。更に、行政全体として経営感覚やコスト意識を高めるとともに、行政評価による事業見直しも継続的に行い、効率的な事業運営を図ります。

行政運営については、地方分権の推進を踏まえ、計画的な定員管理など行政組織の効率化と組織・人材の専門化を進め、行政能力の向上とともに府内情報基盤の整備を進め、行政サービスの向上を図り、効率的な行政運営を図っていきます。

施策名	主要事業
コミュニティ活動の支援や地域の個性を活かした地域づくりの推進	自治振興システムの整備 ○自治振興区（仮称）の設置 ○地区振興計画策定支援事業
	自主的活動の支援 ○地域活動支援事業 ○まちづくり活動支援事業
	多様な人々による交流の場の提供 ○公民館等公共施設の機能充実 ○交流施設整備事業（交流広場・公園・体育館等）
地域住民の声を反映できる体制づくり	地域審議会の設置 ○地域審議会の設置
	住民参加を支援する行政組織体制の確立 ○町職員の資質の向上 ○行政組織体制の充実
	開かれた行政づくり ○情報公開の推進
男女共同参画社会づくり推進	○男女共同参画計画の策定 ○男女共同参画推進事業 ○地域フォーラムやセミナーの開催
行政機能の充実と行政改革の推進	○本庁舎建設事業 ○本庁舎・支所ネットワーク事業 ○定員管理

(注1) 地域審議会：平成11年7月の合併特例法の改正により、旧市町村の区域ごとに、新町長の諮問により審議または意見を述べる審議会（地域審議会）の設置が可能となりました。これは、合併前には一体的に施策が実施されてきたものの、合併によって行政区域が拡大することにより住民の意見が合併町村の施策に反映されにくくなるのではないかという懸念に対応しようとするものです。

(注2) パブリックコメント：行政機関が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表し、この案に対して広く住民・事業者等の皆さんから意見や情報を提出していただく機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというもの。

## 5-2 むらの自慢を運ぶ風 (自然と産業が一体となったまちづくり)

自然環境を活かした農林業の推進と商工業の振興を図り広域的な交流を促進します。

### [基本方向]

新町は、豊かな自然、「通潤橋」などの歴史的な遺産、「清和文楽」「神楽」に代表される伝統的な文化やブランドとして広く知られる農産物など、多様かつ特徴的な資源に恵まれています。これらの地域資源を有効に活用するため、農林業と地場産業や観光など、新たな枠組みで連携・融合を図るとともに圏域外との広域交流を促進し、地域の活性化に結びつけていく必要があります。

農地や森林は、公益的機能を含む多面的な機能を有していることから、経済性や効率性だけを重視するのではなく、多様な機能が持続的に発揮されるよう、農林業の維持・再生を図り、農地や森林の荒廃防止に努めます。また、安心・安全、新鮮な農林産物に対するニーズは今後も高まっていくものと予想されることから、無農薬や有機栽培など、環境保全型の特色ある農法の浸透・定着を図ります。

商工業については、モータリゼーション<sup>(注1)</sup>の進展にともなう生活圏の拡大等により商店街の空洞化が進行しています。このため、商工会の活動を支援すると共に、商工会と連携し、空き店舗対策や利便性と集客力を高める駐車スペースやこどもや高齢者にやさしい歩道整備などの基盤整備を図ります。

観光については、豊かな自然環境や歴史的文化遺産など、地域資源の潜在的な価値を再認識するとともに、地域に点在する観光資源を最大限に有効活用するために、連携やネットワーク化を進め、また都市の住民が、自然や農村の生活にふれあう交流・体験型観光の推進を図ります。

上記の施策を総合的に進めることにより、地場産業である農林業の所得向上や商工業などの就業の場の創出を行い、若者の定住が可能となるようなまちづくりを進めます。

(注1) モータリゼーション：自動車が生活必需品として普及する現象。自動車の大衆化。

# 1 農林業の基礎的条件整備の推進

## (1) 農業の基礎的条件整備の推進

### ア 農業基盤整備

新町の基幹産業である農業については、農業生産の基礎的条件整備を行い、農業協同組合等関係機関と連携・協力しながら農業の振興に取組み、地域経済の活性化や農業所得の向上を図ります。具体的には、生産基盤や農業・農地情報システムなど生産環境の整備を進めていくとともに、地域営農の確立や農作業受委託等を通じた農地の保全を行い、将来に渡って農地を維持することができる仕組みに取り組みます。また、認定農業者<sup>(注1)</sup>等地域農業をリードし、経営感覚に優れた農業経営者の育成を進めるとともに、農業後継者、新規就農者の育成等担い手の確保や新技術の導入を支援します。

### イ 担い手の確保

農業を活性化する手段のひとつとして、農業後継者や新規就農者を安定的に育成、確保することが必要です。行政機関はもとより農業団体、農家が一体となって取り組まなければなりません。そのためには、認定農業者等地域農業をリードし、経営感覚に優れた農業経営者の育成を進めるとともに、就農するために必要な技術面での研修や就農後の経営を定着・安定させるまでの支援などに取り組みます。

更に、家族経営協定<sup>(注2)</sup>締結による就業環境改善や経営開始時における金融支援など、受け入れ態勢の整備を図り、農業後継者、Uターン者、農業以外からの新規就農者などの幅広い人材の確保と育成に努めます。

### ウ 女性農業者、高齢者農業の支援

女性農業者の経営参画、社会参画を進めるため、農業委員等の各種委員への積極的登用をはじめ、農産物の加工品開発、直売所等への出荷組織育成など、女性農業者への支援を行います。高齢農業者については、高齢者に適した作物導入の支援を行うとともに、豊富な経験で培われた技術や知識を活かした農産加工、直売所運営などの支援を行います。

(注1) 認定農業者 : プロの農業経営者として頑張っていこうとする農業者を「認定農業者」として市町村が認定するとともに、農業の中心的な担い手として育成するため「認定農業者」の経営改善目標の達成に向けて関係機関が支援していく制度。

(注2) 家族経営協定 : 家族経営農業において、経営主と妻、後継者、その他家族がお互いの地位や役割を明確にし、近代的な家族経営を実現するために、就業条件や経営の役割分担、収益の配分、経営委譲及び一般生活等に関して家族で話し合い、取り決めたルールのことです。これを明文化し、立会人を交えた締結式などで署名・捺印し、お互いに遵守するのが一般的です。これにより、それまでの男性中心の農村社会ではあいまいだった、農業に従事する女性の権利などが明確化され、農村女性の地位向上に結びつくとされています。

## 工 畜産業の振興

3町村における畜産業は、乳用牛・肉用牛・採卵鶏・ブロイラーなどの経営が行われています。農畜産物の輸入自由化や乳価の低迷など、畜産業を取り巻く厳しい環境の中で、低コストで生産性の高い安定した畜産経営の推進を図らなければなりません。畜産業は、地域の飼養立地条件に対応した合理的な畜産経営確立のため、畜産振興総合対策事業や畜産公共事業等を積極的に活用して、経営体質の強化に努めます。

また、堆肥は肥料や土壤改良資材として利用できる貴重な資源であり、自然循環機能を活かした持続性の高い農業を推進するためにも、耕種農家と畜産農家が連携して良質な堆肥を生産し活用するためのシステムづくりを進め、堆肥処理施設の導入を推進します。

### (2) 林業の基礎的条件整備の推進

#### ア 林業基盤整備

既存の県道・町村道と連携した林道網の整備を推進し、林業の生産性向上と間伐等の適正管理を進め、安定的な出荷体制を確立し、地場産材の価格の安定を図ります。また、関係森林組合と連携し、搬出などの作業コストの低減や作業上の安全を確保するため、林業機械の導入や作業の効率化を図ります。

また、木材の地産地消を進めるため、公共施設等への利用を促進するなど、地場産材の需要拡大を図ります。

#### イ 森林の公益的機能の保全

木材価格の低迷や国産材需要の減少などにより、林業経営は厳しい状況が続く中、適切な森林整備が行われない森林では、公益的機能の低下が懸念されています。計画的な造林・保育を進め、森林の管理・保全体制を強化し、森林の持つ水源かん養や環境保全等の公益的機能の向上を図ります。

#### ウ 林業担い手の育成・確保

林業従事者の減少・高齢化に対応し、森林組合との連携を図り、作業の受委託体制を強化し、林業後継者の育成や作業技術の向上に努めます。また、新規就業者の定着促進のため、事業活動の共同化による体質強化、林業機械の導入など、林業事業体が行う就業環境の改善に向けた取り組みを支援します。

## 工 特用林産物の産地化

しいたけやタケノコ、竹材、木炭などのほか、竹炭や竹細工、木工品など加工品の生産を進め、特用林産物の産地化を進めます。

## 才 森林空間の利用促進

森林は、公益的な機能を含む多面的な機能を有しています。その森林空間を利用した、林業体験やキャンプ<sup>注1)</sup>等により森林に親しむ機会を設けるとともに、癒しの空間として活用し、都市住民との交流促進や森林に対する理解を深める事業を促進します。

## 2 気候風土を活かした環境保全型農業と安心・安全の產品づくりの推進

### (1) 環境保全型農業の推進

新町の自然条件を活かし、無農薬・減農薬栽培や畜産の振興を図りながら、堆肥の生産による有機物の土壤還元を推進するなど、環境保全型農業の普及を図り、地域特性を活かした安心・安全な農産物づくりを推進します。

### (2) 地産地消と安心・安全の產品づくり

消費者の農産物に対する安心感や信頼を得るため、生産現場の情報を消費者に提供し、域内における地域農産物を活用した健全な食生活の普及、定着を推進します。また、小中学校の給食等における地場農産物の活用と併せた「食農教育」<sup>(注1)</sup>を推進し、地産地消に取り組みます。

## 3 付加価値のある地場産業の振興

### (1) 特產品の開発とブランド化

「矢部茶」、「清和ブランドの野菜」、「蘇陽ブルーベリー」などそれぞれの町村において既に確立された地場産品のブランドがあり、これらの産品については引き続き生産基盤整備や製品の均一化などによる質の向上と、大都市の消費者向けの販路拡大を行うためのPR活動を行うとともに、市場調査を踏まえた高付加価値作物への生産誘導や集出荷体制の整備を行います。

また、異業種交流、製造業と農業など産業間の連携や地域の枠を超えた連携を促進し、新しい特產品の開発や市場拡大などに取り組みます。

### (2) 企業誘致と後継者の確保、育成

経済の発展や雇用の拡大の観点から、環境負荷の少ない産業分野の優良企業の誘致促進を図り、誘致企業と地域企業との生産連携や技術移転の促進等の異業種交流や新規起

---

(注1) 食農教育：「食の教育」と「農の教育」は別々のものではなく、一体として進められるものであり、特に、食習慣の形式という点からは、子ども時代の食生活のあり方が重要であり、学校教育の場での食を生み出す農業の体験を取り入れ、食と農について考えていくこと。また、農業は「食の糧」を確保する重要な手段であることを理解することが必要であり、その原理を「土とのふれあい、人とのふれあい」から、自然の営みを認識すること。

業を支援します。また、すべての産業において職場環境の改善や生産組合等の組織と連携し、研修や講習会の開催を支援するなど、後継者の確保や育成に努めます。また、高齢化社会の進展や生活の価値観の多様化などを背景に、高齢者福祉や家事支援等の住民生活を支える様々なサービスの需要が高まってきています。それらの課題や問題を解決するための地域密着型の事業活動（コミュニティビジネス）を支援し、地域での雇用機会の拡大を図ります。

### (3) 観光と他産業との連携

農産物加工品の開発や農協、商工会、森林組合が協同し、商店街での朝市を開催するなど観光産業と農業、林業、商業などの他産業の連携により、地域産業の活性化を図ります。

## 4 商店街の振興と経営力の向上

### (1) 商店街の賑わいの再生

中心市街地を地域の交流拠点として賑わいを取り戻すため、中心市街地活性化基本計画に基づく市街地の整備改善を推進するとともに、TMOによる構想や計画による空き店舗対策やアンテナショップの運営等、中心市街地活性化のための取り組みを推進します。

また、商店街の再生に向けては、魅力づくりに向けた商業者の主体的な取り組みが不可欠であり、各種事業への支援等の充実を図ります。

各地域拠点周辺やその他の地域における商店街については、商店経営の近代化・高度化に向けて、各種事業の助成などの支援を行います。

更に、高齢社会に対応した新たなサービスの展開など地域の実状や時代の変化に応じた柔軟性のある商業の取り組みを推進します。

### (2) 経営能力の向上

地域商業者の研修や講習会等を開催し、経営の近代化・合理化等経営者の経営能力と経営意識の向上、後継者やまちづくりのリーダーの育成等について、商工会と協力しながら各種事業を推進していきます。

更に、新規起業者を支援するため、各種融資事業や情報の提供等の事業を推進します。

## 5 広域的な交流の促進

### (1) 広域連携・交流の促進

新町においては、3町村の域内の連携強化を図るとともに広域的な行政ニーズに対応し、効率的な行政運営を目指すために、上益城広域連合をはじめ、各広域協議会等と一体となった施策を展開します。

また、定住促進や産業面での交流の活発化を地域の活力向上に結び付けるため、都市と農山村の交流を推進します。

### (2) 国際交流の促進

人、もの、情報の国際的な交流が進むとともに、世界的なボーダーレス化<sup>(注1)</sup>が進行し、新町においても国際的な理解と意識を持つことが重要となります。このため、国際的な視野と感覚を備えた国際性豊かな人づくりを推進するとともに、住民レベルの国際交流を促進するための体制づくりや外国人の受け入れ環境整備など国際化を目指した地域づくりに努めます。

## 6 観光資源を活かしたまちづくりの推進

### (1) 観光資源の活用

山、滝、渓谷などの自然景観や歴史、伝統文化について、保全と継承を図るとともに、アートボリスによる建造物なども含め地域に内在する様々な観光資源について、個々の素材の掘り起こしと見直しを行い、それらを有機的に組み合わせたテーマづくりにより、観光の振興を通じた地域経済の発展を目指します。

### (2) 観光施設の整備と広域観光・交流の推進

「通潤橋」「清和文楽」「そよ風パーク」など、各拠点施設間のネットワークを図り、来訪者のニーズに対応したコース設定と周遊ルートをつくり、環境保全や景観の保持を考慮した散策路や展望所、案内板の設置などの施設整備や観光入り込み客の滞在性を高めるため、宿泊施設の整備充実を促進します。

各地域で行われている祭り等各種イベントの開催などソフト事業の推進を図り、阿蘇や高千穂などの、より集客力のある観光地への広域観光ルートの一角として、観光客の一層の域内への誘導を図ります。

また、グリーンツーリズムや「棚田オーナー制度」、共通の自然や歴史・文化等多彩な地域資源が息づく周辺町村と連携した「環境との共生を考えた新しい地域観光」をコンセプトとした体験学習観光など、都市の住民が、自然や農村の生活にふれあう交流・体験型観光の推進を図ります。

(注1) ボーダーレス化：境界が薄れた状態。また、そのまま。特に世界経済・情報通信・メディア・環境問題など、國家の枠にとどまらない多様な事象や活動についてのこと。

施策名	主要事業	
農林業の基礎的条件整備の推進  農業の基礎的条件整備の推進  林業の基礎的条件整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農道整備事業</li> <li>○水路改修事業</li> <li>○ほ場整備事業</li> <li>○農林業振興対策事業</li> <li>○農林業後継者育成対策事業</li> <li>○フォレスト・コミュニティ総合整備事業</li> <li>○木材需要拡大(間伐流通)事業</li> <li>○民有林整備事業(間伐、造林)</li> <li>○林道整備事業</li> <li>○特産物生産基盤整備事業</li> <li>○水環境整備事業</li> <li>○家畜予防衛生事業</li> <li>○基礎牛購入助成事業</li> <li>○畜産振興総合対策事業</li> </ul>	
気候風土を活かした環境保全型農業と安心・安全の商品づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○有機・減農薬農業の推進</li> <li>○地産地消推進事業</li> <li>○地域H A C C P 方式<sup>(注1)</sup>導入</li> <li>○堆肥の有効活用事業</li> </ul>	
付加価値のある地場産業の振興  特產品の開発とブランド化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新町ブランド形成事業</li> <li>○特產物生産基盤整備事業</li> <li>○販路拡大を行うためのPR活動</li> <li>○研修や講習会の開催</li> <li>○新規就農支援事業（阿蘇エコファーマーズセンター事業）</li> </ul>	
付加価値のある地場産業の振興  企業誘致と後継者の確保、育成  観光と他産業との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企業誘致の促進</li> <li>○新産業育成事業</li> <li>○六次産業の推進<sup>(注2)</sup></li> <li>○福祉サービス・家事支援等地域密着型サービス育成事業</li> <li>○起業家支援事業</li> <li>○異業種交流促進事業</li> </ul>	
商店街の振興と経営力の向上	商店街の賑わいの再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商工業振興対策事業</li> <li>○T M O<sup>(注3)</sup>運営支援事業</li> <li>○中心市街地活性化対策事業</li> </ul>

施策名		主要事業
	経営能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域企業振興事業</li> <li>○起業家支援推進事業</li> <li>○新町ブランド形成事業</li> <li>○商店街基盤整備事業</li> </ul>
広域的な交流の促進	広域連携・交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定住促進事業</li> <li>○広葉樹植林交流事業</li> <li>○イベント開催事業</li> </ul>
	国際交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外国人の受け入れ体制整備事業</li> <li>○国際交流事業</li> </ul>
観光資源を活かしたまちづくりの推進	観光資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観光振興計画の策定</li> <li>○観光施設整備事業</li> <li>○まつり・イベント開催支援事業</li> <li>○観光誘客事業</li> <li>○観光施設の連携・ネットワーク事業</li> <li>○広域観光協会運営支援事業</li> <li>○宿泊施設整備・改修事業</li> <li>○観光物販施設販売促進事業</li> <li>○市民農園整備事業</li> <li>○道の駅運営支援事業</li> </ul>
	観光施設の整備と広域観光・交流の推進	

(注1) HACCP 方式： Hazard Analysis-Critical Control Points の略であり、危害分析重要管理点（監視）方式と略されています。従来の日本の食品衛生のための検査が、最終製品をランダムに採って検査し、その結果によって、そのロット全部を合格あるいは不合格にしていた（いわゆる「抜き取り検査」）のに対し、H A C C Pは最終製品だけではなく、製造工程全般を管理するものです。

(注2) 六次産業： 一次産業・二次産業・三次産業のすべてを組み合わせることにより、農業・農村の資源を活かした総合産業化を図る取り組み。

(注3) TMO： (Town Management Organization の略) 街づくりを運営・管理する機関のこと。